

# 府有建築物の耐震化の取り組みについて（概要）

## (1) 対象施設

(H29.3.31 現在)

特定建築物及び準特定建築物<sup>1</sup>（5,144 棟）のうち、  
 現行の建築基準法と同等の耐震性能に満たない施設（607 棟）

## (2) 耐震化の目標

府有建築物 平成 32 年度までに 95% 以上  
 うち災害時に重要な機能を果たす建築物 平成 30 年度までに 100%

## (3) 耐震化の進め方

- 災害時に重要な機能を果たす建築物は、速やかに耐震化を完了させる。
- 府営住宅は、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし、「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。
- その他の一般建築物のうち、事業中及び計画策定中の建築物については、速やかに耐震化を完了させる。事業方針が未確定の建築物については、早期事業化に向け取組む。  
 なお、「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。

(府立学校の耐震化率：H28 年 3 月末現在 100%)

## (4) 耐震化率

建物用途	総棟数	耐震性能区分		耐震化率 (%)
		A	B, C, D	
	(X)	(Y)	(Z)	(Y) / (X)
災害時に重要な機能を果たす建築物 (対象施設) 本庁舎、府民センター、警察施設、病室、保健所、避難所(府立学校等)等	367	365	2	99.5
府立学校(避難所を除く) (対象施設) 府立高校、府立支援学校	1,239	1,239	0	100.0
府営住宅 (対象施設) 高層住宅、中層住宅等	3,341 (124,827戸)	2,758 (107,366戸)	583 (17,461戸)	82.6 (86.0)
その他の一般建築物 (対象施設) 府庁事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察待機倉庫等	197	175	22	88.8
府有建築物全体	5,144	4,537	607	88.2

耐震性能区分A：耐震性能を満たすもの

耐震性能区分B、C、D（府営住宅のみ）：耐震性能を満たさぬもの

※1 区分の詳細は「府有建築物の耐震性能と進捗状況」の各リンク先を参照してください。

※2 棟数は、建築物の新築・用途廃止・用途変更・建替・耐震改修等により、毎年変動します。

<sup>1</sup> 準特定建築物 特定建築物以外で、下記条件を満たす施設  
 災害時に重要な機能を果たす建築物：規模関係なく全て  
 府立学校：非木造2階以上又は200㎡以上  
 府営住宅：住棟  
 その他の一般建築物：福祉施設や青少年施設等、特定建築物と準じると判断される建築物で、原則2階以上かつ200㎡以上